

公 示

公示第80号

一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請並びに
事業計画変更認可申請事案等に係る標準処理期間について

一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請並びに事業計画変更認可
申請事案等に係る標準処理期間を下記のとおり公示する。

平成14年 1月18日

東北運輸局長 島 田 知 明

記

I. 標準処理期間

1. 事業の許可（法第4条第1項）

（1）一般乗合旅客自動車運送事業

3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和26年運輸省令・建設省令第1号）第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」（平成18年9月15日付け国自旅第162号）1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、2ヶ月。

（2）一般貸切旅客自動車運送事業

3ヶ月

2. 事業計画の変更認可（法第15条第1項）

（1）一般乗合旅客自動車運送事業

①路線の新設に関するもの

3ヶ月（上限運賃料金の認可を含む。）

なお、路線の新設に関する事業計画変更認可のうち、高速自動車国道等の新規供用に伴う経路変更事案（いわゆる「乗せ替え事案」）及び既存路線の一部延長事案等の軽微な事案については、特段の事情がない限り、2ヶ月。

道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び「路線を定める自動車運送事業の許可申請事案等の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等について」1の両方の規定に該当する事案並びに地域公共交通会議等で協議の調った事案については、特段の事情がない限り、1ヶ月。

②路線の新設以外のもの

2ヶ月

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び地域公共交通会議等で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、1ヶ月。

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業

①営業区域の変更に関するもの

3ヶ月

②上記以外のもの

2ヶ月

3. 運賃等上限の認可（法第9条第1項）

3ヶ月

なお、停留所の新設及び位置の変更に伴う上限運賃の設定（変更）については、1ヶ月。

4. 運送約款の認可（法第11条第1項）

1ヶ月

5. 協定の認可（法第19条第1項）

3ヶ月

6. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

3ヶ月

なお、事業の許可申請又は事業計画の変更認可申請を伴わない事案については、概ね2ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとされたい。

7. 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）

3ヶ月

8. 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項）

3ヶ月

9. 相続の認可（法第37条第1項）

2ヶ月

II. 標準処理期間の算定

1. 標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれない。

①申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間

②申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間等

附 則（平成14年1月18日 公示第80号）

1. この公示は、平成14年2月1日以降の申請から適用する。

2. 「一般乗合旅客自動車運送事業の免許申請及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請並びに事業計画変更認可申請事案等に係る標準処理期間について」（平成11年12月27日公示第47号）は平成14年1月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成16年9月27日 公示第56号）

この公示は、平成16年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成17年4月14日 公示第 5号）

この公示は、平成17年5月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成18年9月22日 公示第74号）

この公示は、平成18年10月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成20年6月30日 公示第52号）

この公示は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成24年7月31日 公示第31号）

この公示は、平成24年7月31日以降に申請するものから適用する。